

野焼き火災を防ごう!

春を迎え、本格的に農作業を行う時季となり、田畑でのたき火や枯草の焼却中の不注意による火災が多く発生しています。

たき火や枯草などの焼却を行うときは、下記の点に十分注意して、安全に作業を行ってください。



火入れを行う時の注意点

火災と紛らわしい行為の届出

(柿木 79-2201 六日市 77-0162)

刈草の焼却 とんど焼き 木くずの焼却 田畑の畦道雑草 ため池などの刈草
わら等の焼却等 分遣所へ確認して下さい。

※ 電話では場所が確認しにくいので、出来れば分遣所に来所して下さい。

※ 許可ではありません。あくまで火災と間違えないようにするための届出です。
煙が発生しますので、近隣の方への配慮もして下さい。

火入れの許可

役場産業課へ許可を受けて下さい。(79-2213)

① 造林のための地ごしらえ ② 害虫駆除 ③ 焼畑 ④ 河川内の枯草焼却

火入れは、決まり事がありますので必ず守って下さい。

- 近くに水バケツや消火器を準備しておく。
- 火から目を離さず、他の作業をしない。
- 大きな火にならないよう少しずつ燃やす。
- 乾燥注意報や風の強い日には行わない。



万が一火災が発生した場合は、速やかに消防署に通報してください。(119番)

平成28年度全国統一防火標語 『消しましょう その火その時 その場所で』